

東京都工賃向上計画

(平成27～29年度)

平成27年6月

東京都

はじめに

東京都は、障害者が地域で安心して暮らし、いきいきと働ける社会を実現していくため、障害者基本法に基づく障害者計画と障害者総合支援法に基づく障害福祉計画を一体的に策定し、これに基づく様々な施策を実施しています。

障害者がいきいきと働ける社会を実現するためには、障害者が自らの希望や力量に応じた働き方を選択できることが必要です。

就労継続支援事業等を行う障害福祉サービス事業所は、一般就労が困難な障害者に就労の機会や生産活動の機会を提供するとともに一般就労に向けた支援を行う場として重要な役割を担っています。

しかし、こうした事業所の工賃水準は概して低い水準にとどまっています。

工賃向上への取組は、障害者の工賃水準を引き上げることを通じ、障害年金をはじめとする社会保障給付等による収入と合わせて、地域において障害者が自立した生活を実現するという観点から、推進するものです。

国は平成 19 年度から「工賃倍増 5 か年計画」として、また平成 24 年度から平成 26 年度まで「工賃向上計画」として都道府県及び事業所による行動計画の策定及び目標達成に向けた取組等を奨励しており、都も平成 24 年 6 月に「東京都工賃向上計画」を策定し、工賃向上に資する取組を推進してきました。

今回新たに策定する計画は、これまでの 3 か年の取組の実績を踏まえた上で、平成 27 年度から 29 年度までの 3 か年について、東京都としてより一層充実した取組を進めていくために策定するものです。

また、各事業所では、都の計画を踏まえて工賃向上計画を作成し、工賃アップに向けた取組を更に充実していく必要があります。

都は、事業所で働く障害者が、働くことの喜びや達成感を得ながら自立した生活を実現できるよう、就労支援に取り組む事業所に経営努力を促すとともに、関係機関や区市町村等と連携して、都内事業所の工賃水準の向上を目指します。

「東京都工賃向上計画」

目 次

1	計画策定の基本的な考え方	
(1)	計画策定の趣旨	1
(2)	計画の位置付け	1
(3)	計画期間	1
(4)	対象事業所	1
2	都における取組状況と課題整理	
(1)	第1期計画（平成24～26年度）における取組内容と実績	1
(2)	東京都における工賃の状況	3
(3)	工賃向上に当たっての課題の整理	4
①	都内事業所における課題	4
②	都の取組における課題	6
③	課題の整理	7
3	平成29年度までの目標と取組	
(1)	目標とすべき工賃の考え方	8
(2)	各年度の目標工賃	8
(3)	都の取組の方向性	9
(4)	都が取り組む支援策	9
4	各事業所における取組	
(1)	事業所における「工賃向上計画」の策定	11
(2)	計画の基本的事項	11
(3)	目標工賃の設定	12
(4)	工賃向上を効果的に進めるポイント	12
(5)	都の支援策の活用	13
5	資料	
(1)	「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針（平成24年4月11日付障発0411第4号。平成27年3月24日一部改正）	
(2)	工賃向上計画支援事業の実施について（平成24年4月11日付障発0411第5号。平成27年4月9日一部改正）	

1 計画策定の基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨

この計画は、障害福祉サービス事業所（以下「事業所」とします。）で働く障害者が、働くことの喜びや達成感を得ながら地域で自立した生活を実現できるよう、これまでの実績等を踏まえて東京都が取り組む工賃アップのための基本的な考え方を明らかにするとともに、計画の対象となる事業所に対し、工賃アップのための具体的な支援策を示すことを目的に策定するものです。

(2) 計画の位置付け

本計画は、平成 24 年 4 月 11 日付障発 0411 第 4 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針（平成 27 年 3 月 24 日一部改正）に基づき策定するものであり、あわせて、本年 4 月に策定した「東京都障害者計画・第 4 期東京都障害福祉計画（平成 27～29 年度）」を踏まえた計画として位置づけます。

(3) 計画期間

計画期間は、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間とします。

(4) 対象事業所

本計画の対象事業所は、就労継続支援 B 型事業所とします。

（平成 27 年 4 月 1 日現在の事業所数：716 所）

2 都における取組状況と課題整理

(1) 第 1 期計画（平成 24～26 年度）における取組内容と実績

都では、平成 24 年 6 月に、平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 か年を計画期間とする「東京都工賃向上計画」を策定し、就労支援に取り組む事業所に対し、経営意識の醸成を促すとともに、事業所の経営改善や関係機関との連携強化を促進する以下の取組を通じて工賃アップを支援してきました。

<取組1 事業所の経営意識の醸成>

支援策1 東京都工賃アップセミナーの実施

[H24~26年度実績：受講事業所延べ428所]

支援策2 経営コンサルタント派遣等事業の推進

[H24~26年度実績：8区市で実施]

<取組2 事業所の経営改善>

支援策1 作業所等経営ネットワーク支援事業の推進

[H24~26年度実績：17区市で実施]

支援策2 経営コンサルタント派遣等事業の推進【再掲】

支援策3 小規模作業所等への支援の充実強化事業（～平成24年度）

支援策4 障害者自立支援基盤整備事業の実施（～平成24年度）

受注促進・工賃向上設備整備費補助事業（平成25~26年度）

[H25~26年度実績：46件]

<取組3 事業所と関係機関との連携>

支援策1 就労支援事業所の販売・受注促進

[H24~26年度実績：

・「障害者福祉施設が提供できる物品・役務の情報リスト」の公表、

・障害者福祉施設授産活動普及促進のための展示即売事業の実施

(H25年度：都内6か所)]

支援策2 障害者による地域緑化推進事業の推進

(H24~26年度実績：8区市町で実施)

支援策3 区市町村における取組への協力依頼

支援策4 作業所等経営ネットワーク支援事業の推進【再掲】

(2) 東京都における工賃の状況

都内の就労継続支援B型事業所数は、新規開設や小規模作業所等からの新体系移行により年々増加し、平成25年度には673箇所となっています。

これらの事業所の平成25年度の平均工賃は14,588円で、前年度実績の14,485円から微増しているものの、平成21年度実績の13,950円と比べても約4.6%の増にとどまっています。

第1期計画では、計画期間の3年間で達成すべき目標を、平成22年度実績の約30%増である18,000円とし、平成25年度の目標工賃を16,700円に設定しましたが、目標値には至りませんでした。

一方、全国の平均工賃は平成21年度で12,695円と都の実績と比べ低い水準であったものの、年々向上し、平成25年度では14,437円となっています。

<都における目標工賃と実績の推移>

単位:箇所、円/月

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
①事業所数	444 うちB型(275)	480 うちB型(345)	579 うちB型(516)	624	673
②工賃実績	13,950	14,285	13,893	14,485	14,588
③目標工賃					
工賃倍増計画	—	—	28,976		
第1期工賃向上計画				15,400	16,700
<参考> 工賃実績(全国)	12,695	13,079	13,586	14,190	14,437

※ 事業所数は、工賃実績調査の対象事業所数

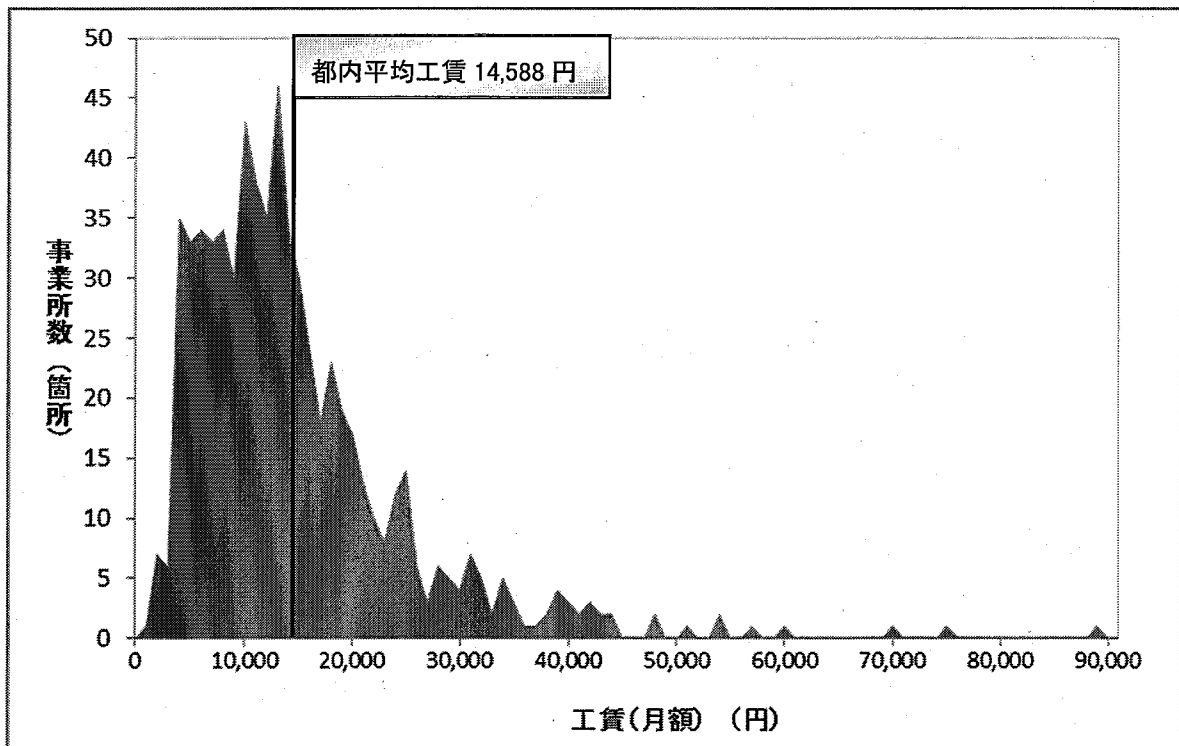
※ 平成21～23年度の対象施設は、就労継続支援B型事業所、授産施設及び小規模通所授産施設

※ 平成24年度以降の対象施設は、就労継続支援B型事業所

平成 25 年度における平均工賃の分布をみると、全体の約 63%の事業所が都内平均工賃(14,588 円)を下回っており、これらの事業所群における平均工賃は約 8,700 円となっています。

一方、都内平均工賃以上の事業者群における平均工賃は約 24,000 円となっています。

<平成 25 年度 平均工賃の分布>



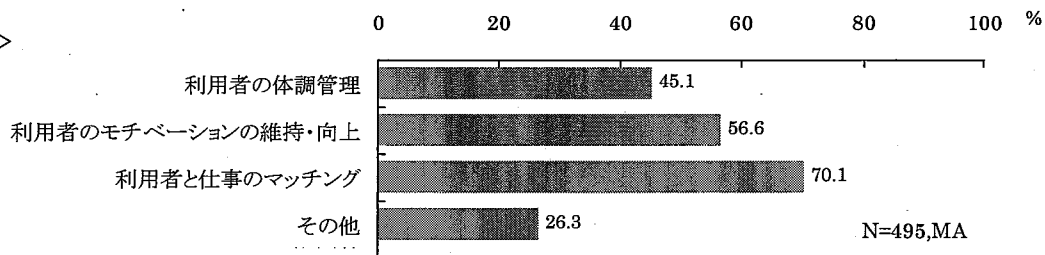
(3) 工賃向上に当たっての課題の整理

① 都内事業所における課題

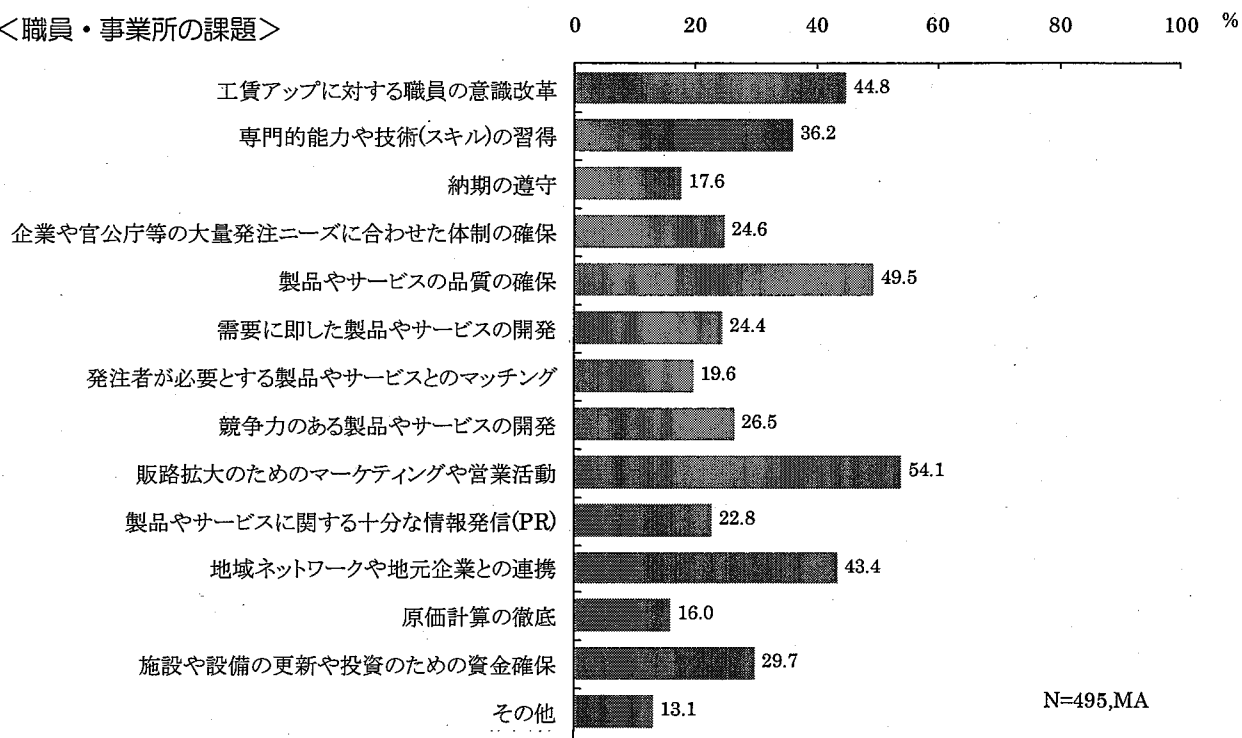
都内事業所における工賃向上に必要な課題等を明らかにし、都が今後取り組むべき施策について検討するため、平成 25 年度に都内就労継続支援 B 型事業所(調査対象 667 所(平成 25 年 12 月 1 日現在))を対象に実態調査を実施しました。(有効回収率 74.2%)

<工賃向上を達成するための課題>

<利用者の課題>



<職員・事業所の課題>



【出典】就労継続支援 B 型事業所の工賃向上の取組状況等把握に係る実態調査報告書

(平成 26 年 3 月 都福祉保健局)

工賃向上を達成するためにどのような課題があるかたずねたところ、利用者に係る課題については、「利用者と仕事のマッチング」及び「利用者のモチベーションの維持・向上」との回答が多くなっています。

一方、職員・事業所に係る課題については、「販路拡大のためのマーケティングや営業活動」、「製品やサービスの質の確保」及び「工賃アップに対する職員の意識改革」が重要な課題として挙げられています。

② 都の取組における課題

【工賃アップセミナー事業】

平成 22 年度から、利用者のモチベーションを高め、事業所が一体となって工賃向上に取り組む意識の醸成を図るため、工賃アップの成功事例の紹介やノウハウの提供を行うセミナーを実施しています。

セミナーは、工賃向上に当たっての新たな気づき、学びの場となっており、受講者アンケートにおける「工賃向上に向けて重要だと感じた点」について、「職員の意識改革」との回答が最も多いなど、工賃向上のためには、職員の意識改革が重要であることが受講者の共通認識となっています。

複数年連続して参加した受講者からは、より具体的、実践的な研修を希望する意見が寄せられています。

一方で「セミナーを全6回すべてに参加するのは困難」など、日々の業務が多忙であることを理由として積極的に受講しない例もみられます。

【障害者福祉施設授産活動普及促進のための展示即売事業】

平成 25 年度に都内全域（6ブロック）で事業所の自主製品の展示即売会を開催するとともに、障害者の自主製品販売や受注業務に係るパネル展示を実施しました。

出店した事業所からは「所在自治体以外での販売機会が得られて良かった」、「他事業所と交流でき、製品やディスプレイ等が参考になった」との感想がありました。

しかし、各ブロック1日限りでの開催であったため、定期的な開催や周知の取組の充実を求める事業者も多く、購入者からも「立ち寄りやすい場所でいつでも買えると良い」等の意見が寄せられました。

③ 課題の整理

こうした結果を踏まえ、工賃向上に向けた課題を次の3項目に整理しました。

<課題1 工賃向上に向けた意識の向上>

直接利用者と接する指導員等だけでなく、経営層や事務職員、そして利用者も含めて、それぞれが工賃向上に積極的に取り組んでいけるよう、事務所全体として工賃向上を目指す意識の醸成が重要です。

そのためには、事業所の職員全員が改めて工賃向上の取組の基本的な進め方について学び、認識を共有することが必要です。その上で、管理者や中堅職員等が中核となって実践的な工賃向上戦略を構築していくことが求められます。

<課題2 生産性・販売力の向上>

作業環境や効率の改善、商品開発・受注開拓等の経営技術の習得、先進・成功事例を参考にすること等により、事業所の生産性・販売力を向上させることが重要です。

そのためには、利用者の状況を踏まえて作業工程を見直すことや、発注者のニーズに対応するための新たな生産設備等を導入して生産性を高めることが必要です。また、外部の専門家の活用により、自主製品の開発や品質管理の向上を進める取組等も有効です。

<課題3 地域や企業・官公庁との連携による販路・受注拡大>

提供可能な自主製品、役務、受注実績等について広くPRすることや、発注者の求める規模・品質等に対応できる体制を構築することにより、製品の販路や受注機会を拡大していくことが重要です。

そのためには、都や区市町村等が行う、自主製品や役務提供に係る普及啓発活動に積極的に参加することに加え、地域の事業所ネットワークの構築や複数ネットワークの連携による効果的な共同受注体制の構築等も有効です。

3 平成 29 年度までの目標と取組

(1) 目標とすべき工賃の考え方

平成 25 年度の都内事業所の平均工賃は 14,588 円ですが、前述のとおり、約 63%の事業所が平均工賃を下回っており、これらの事業所の平均工賃は、約 8,700 円となっています。一方、平均工賃以上の事業所の平均工賃は、約 24,000 円でした。

こうした状況を踏まえ、それぞれの事業所群を対象に以下の目標を設定します。

◇平均工賃未滿の対象事業所については平均工賃の額を目標とします。

◇平均工賃以上の対象事業所については概ね 10%増を目標とします。

上記を踏まえ試算した結果、都として本計画期間である 3 年間で達成すべき目標とする平均工賃（月額）を平成 25 年度実績の約 30%増である 19,000 円とします。

時間額については、各事業所が作成した「工賃向上計画」において設定した目標額を踏まえ、320 円とします。

(2) 各年度の目標工賃

年度ごとに工賃の着実な向上を図り、計画期間内で目標額の達成を目指すため、各年度の目標は以下のとおりとします。

区分	各年度の目標工賃	
	(月額)	(時間額)
平成 25 年度 (実績)	14,588円	207円
平成 27 年度	16,000円	300円
平成 28 年度	17,500円	310円
平成 29 年度	19,000円	320円

(3) 都の取組の方向性

東京都は、以下の取組の促進を通じて事業所の工賃アップを支援します。

1 事業所の経営意識の醸成

事業所のスタッフ、利用者、それぞれが積極的に工賃アップに取り組めるよう、事業所全体として工賃向上を図る意識の醸成を目指します。

2 事業所の経営改善

作業工程の見直し、経営ノウハウや技術の獲得等により、生産性や販売力の向上による事業所の経営改善を目指します。

3 関係機関等との連携・PR

販路や受注先の開拓、共同受注体制の強化等のため、官公庁や企業等の関係機関との連携強化と都民の理解促進を目指します。

(4) 都が取り組む支援策

都は、第1期計画に基づく取組の成果と課題を踏まえ、必要な見直しを行った上で、事業所の経営努力や創意工夫のさらなる向上につなげていくための以下の方策を展開していきます。

<取組1 事業所の経営意識の醸成>

支援策1 東京都工賃アップセミナーの実施

工賃アップの成功事例の紹介やノウハウの提供など、事業所職員等の経営意識の向上と利用者のモチベーションを高める講習に加え、より実践的なスキルを向上させる少人数制の講習を実施します。

さらに、先進事例を踏まえた工賃向上の取組のヒントやこれまでの研修内容を盛り込んだガイドブックを作成し、広く都内全事業所に配布することにより、事業所の積極的な取組を促し、セミナー未受講事業所を含めた全体の底上げを図ります。

支援策2 経営コンサルタント派遣等事業の推進

事業所の利用者の工賃アップ、就労意欲の向上を目的として、区市町村が意欲ある事業所に対して行う経営コンサルタントの派遣等の活動を支援します。

* 障害者施策推進区市町村包括補助事業

<取組2 事業所の経営改善>

支援策1 作業所等経営ネットワーク支援事業の推進

事業所の利用者の工賃アップや就労意欲の向上を図るため、区市町村が地域の複数の事業所によるネットワークを構築して、受注先開拓、共同受注、共同商品開発、製品の販路拡大等に取り組む活動を支援します。

* 障害者施策推進区市町村包括補助事業

支援策2 経営コンサルタント派遣等事業（再掲）

支援策3 受注促進・工賃向上設備整備費補助事業

事業所が、受注機会の増大及び工賃アップを目的として導入する生産設備の整備について補助します。

<取組3 関係機関等との連携・PR>

支援策1 福祉・トライアルショップの展開

事業所の自主製品を販売するトライアルショップを都庁舎などに開設し、製品の販路拡大を目指すとともに障害者に対する理解の促進を図ります。

支援策2 優先調達の推進

「国等による障害者就労施設からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」に基づく都の調達方針を策定し、就労継続支援B型事業所をはじめとする障害者就労施設からの物品等の調達を推進します。

また、官公庁及び民間企業からの発注拡大のため、事業所が提供できる物品・役務や受注実績等の情報を積極的に提供します。

支援策3 共同受注マッチングモデル事業

作業所等経営ネットワーク支援事業等による既存のネットワークを活用し、民間企業や官公庁との受発注マッチングを促進する専門の推進員を配置して、複数事業所によるスケールメリットを活かした共同受注体制の基盤づくりをモデル的に実施し、広域的な共同受注体制のあり方について検討します。

支援策4 区市町村における取組への協力依頼

地域で障害者を支える仕組みを構築することが重要であることから、区市町村においても、優先調達推進法に基づく調達方針の策定及び調達の推進が行われるよう周知するとともに、工賃向上への事業所の取組について、地域の実情に応じたきめ細かな支援を積極的に行っていただくよう協力を依頼していきます。

【区市町村における取組の例】

- 区市町村の広報紙に事業所への発注を促進する記事を掲載する。
- 庁舎や各種イベント等において自主製品販売スペースを提供する。

支援策5 作業所等経営ネットワーク支援事業の推進（再掲）

これらの取組内容については、各年度における事業所及び区市町村等関係機関の取組状況や事業効果等を検証し、必要に応じて見直し等を行います。

4 各事業所における取組

（1）事業所における「工賃向上計画」の策定

本計画を効果的に推進していくため、対象事業所である就労継続支援B型事業所においても、それぞれ「工賃向上計画」を策定し、これまで以上に積極的な取組を進めていくことが必要です。

計画の策定にあたっては、現状分析を行い、目標工賃を達成するための年次計画について、指導員等だけではなく管理者や事務職員等も含めた全体で検討するとともに、利用者及び家族の理解も得ることが重要です。

（2）計画の基本的事項

① 計画対象期間

平成27年度から平成29年度まで

② 計画に盛り込む事項

- 平成 29 年度までの各年度の目標工賃（月額又は時間額）
- 平成 29 年度までの各年度に取り組む具体的方策
- その他の事項

（3）目標工賃の設定

目標工賃については、事業所の平成 26 年度の平均工賃、障害者が地域で自立した生活を実現できるため必要な収入、地域の最低賃金や一般雇用されている障害者の賃金、都の目標工賃を勘案して設定することが望まれます。

（4）工賃向上を効果的に進めるポイント

工賃アップに成功した先進事例をみても、売上増の核となる新商品の開発、利用者の働く意欲を高めるための作業体制の構築、共同受注を通じた新規取引先の開拓など、その取組内容は多岐にわたります。各事業所では、作業種別や利用者の状況等に応じて、適切かつ効果的な手法を選択し、計画的に取り組むとともに、計画の達成状況の点検及び評価を行い、その結果に基づき、必要な見直しをしていくこと（PDCAサイクルの確立）が重要です。

（生産性の向上）

自主製品の生産、受注作業とも、まず、工賃向上に寄与していない作業種目の廃止など事業を整理すること、つまり「選択と集中」を行うことが求められます。

そして、工賃向上のために必要であると判断した業務については、作業場の構造化や作業工程の細分化を行い、利用者が作業しやすい環境を作っていくことが重要です。

また、作業がより効率的に進められるよう、作業台や機材の設置場所等に配慮することや、より生産性を高めるため、必要に応じて新たな設備を導入することも有効です。

（経営管理能力の確保と外部資源の活用）

自主製品の生産・販売においては、一般の市場で他の商品に引けを取らないようなレベルまで製品の品質を向上させることに加え、安心・安全な製品を製造販売するためのコンプライアンスを確保することも重要です。これらの技術やノウハウを事業所だけで習得することが困難な場合は、セミナーの受講や経営コンサルタントの受入等、外部資源の活用を積極的に進めることが必要です。

また、より魅力的な製品の開発に向けて、プロフェッショナルな人材（パティシエ、デザイナー等）と連携を図ることも有効です。

(企業からの受注の拡大)

企業への受注の開拓にあたっては、受注可能な規模や作業期間等、必要な情報を明確に示すとともに、受注実績や利用者の丁寧な仕事ぶりをアピールする等、積極的な営業活動が必要です。初めは小規模な受注案件であっても、受注実績を積み重ねることで、企業との信頼関係を築き、安定的な受注につなげるという継続的な取組が求められます。

また、地域の企業団体への参加等を通じて、身近な企業に事業所の活動を知ってもらい、受注のきっかけをつくることも有効です。

(行政機関との連携の強化)

行政機関には、障害者優先調達推進法の施行により、障害者就労施設への発注に努めることが求められていますが、一方で、契約における手続きが企業からの発注とは異なるため、各事業所は、行政機関の契約制度等を理解した上で、適切な営業活動を行う必要があります。

現在、印刷や清掃等の業務を地元自治体から受注している事例が多くみられますが、そういった業務以外にも、例えば、高齢者の見守りサポート等、地域の課題に関して事業所が提供できる業務内容を提示し働きかけることも有効と考えられます。

(ネットワークの構築と活用)

工賃アップを目指す事業所の中には、同じ区市町村の事業所と連携してネットワークを構築し、下請け作業を共同で受注したり、共通ブランドのロゴやキャラクターを作って自主製品のPRに活用する等の取組事例がみられます。また、複数の区市町村の事業所ネットワークが連携して、大規模な販売会を開催する等の成果をあげている例もあります。

このような区市町村ごとのネットワークは都内に広がってきており、まだネットワークが作られていない地域においても、今後、外部のノウハウ等も活用しながらネットワーク構築に積極的に取り組むことが期待されます。また、複数のネットワークが連携することにより、さらに大規模な受注や製品の販売機会の拡大を進めていくことも有効です。

(5) 都の支援策の活用

各事業所が工賃向上に取り組むにあたっては、その内容に応じて、本計画に記載した「都が取り組む支援策」(P9参照)等を活用しながら進めていくことが効果的です。

障発0411第4号
平成24年4月11日
一部改正 障発0324第3号
平成27年3月24日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長

「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針

障害者が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労支援は重要であり、一般就労を希望する方には、できる限り一般就労していただけるように、一般就労が困難である方には、就労継続支援B型事業所等での工賃の水準が向上するように、それぞれ支援していくことが必要である。

このため、平成19年度から「工賃倍増5か年計画」として、各地方自治体や産業界等の協力を得ながら官民一体となり取り組み、平成24年度から平成26年度までの3か年については、全ての就労継続支援B型事業所において「工賃向上計画」を策定し、工賃向上に資する取組を進めてきたところであるが、平成27年度以降についても「工賃向上計画」に基づいた取組を推進することとする。

今般、下記のとおり「工賃向上計画」等の作成に当たっての基本的な指針をお示しすることとしたので、ご了知の上、都道府県における計画作成の参考とされるとともに、管内市町村、障害福祉サービス事業所等関係者に対する周知方宜しく願いたい。

なお、本通知の施行に伴い、平成19年7月6日障発第0706004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知『「工賃倍増5か年計画」を推進するための基本的な指針』は廃止する。

記

1 「工賃向上計画」による取組の必要性

平成23年度までの「工賃倍増5か年計画」については、全ての都道府県において計画を策定し、関係行政機関や地域の商工団体等の関係者を挙げた協力のもと、工賃向上に向けた取組を推進してきたところであるが、十分な工賃向上に繋がらなかったことを踏まえ、平成24年度以降については、平成24年度から平成26年度までの3か年を対象とした「工賃向上計画」を策定し、都道府県及び各事業所において工賃向上に向けた取組を実施してきたところである。

また、この間、平成25年4月からは、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」という。）が施行され、国や地方公共団体等による障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進が図られているところである。

工賃向上に当たっては、計画に基づいた継続的な取組が重要であることから、平成27年度以降についても、「工賃向上計画」を策定し、引き続き工賃向上に向けた取組を推進することとしている。

この取組を実効あるものとするためには、本計画の対象となる障害福祉サービス事業所において、工賃水準を引き上げることの意義を再確認し、全職員一丸となって取組を進めていただくことが重要である。

さらに、その目標達成に向けた取組を進めるために、指導員等の取組のみでなく管理者が率先して取り組むことが重要であることから、管理者が取組の目標達成に向けた具体的な取組のプロセスを記載した工程表などを作成し、事業所の全職員、利用者及び家族に示し理解を得て進めるとともに、適切なアセスメントにより作成された個別支援計画に基づいた支援を通じて全ての利用者の就労に必要な知識及び能力の向上を図っていくことが更に必要であると考えている。

各都道府県におかれては、「工賃向上計画」に具体的な支援策を盛り込み、各事業所における取組が効果的に実施されるよう支援いただき、協働してその実現に向けて取り組まれない。

2 都道府県における取組

(1) 都道府県は、障害福祉サービス事業所の「工賃向上計画」の作成・推進について積極的に支援するとともに、その支援の内容を含む「工賃向上計画」を作成し、平成29年度までに取り組む具体的方策に従って都道府県内の事業所の支援を計画的に行うものとする。

(2) 基本的事項

ア 計画の作成時期

都道府県は、平成27年4月末までに「工賃向上計画」を策定する。

イ 計画の対象期間

平成27年度から平成29年度までの3か年とする。

ウ 計画の対象事業所

就労継続支援B型事業所

(※ なお、就労継続支援B型事業所を原則とするが、就労継続支援A型事業所、

生活介護事業所（生産活動を行っている場合。以下同じ。）、地域活動支援センターのうち「工賃向上計画」を作成し、積極的な取組を行っており、工賃の向上に意欲的に取り組む事業所として都道府県が認めた事業所は、支援策の対象として差し支えない。）

(3) 「工賃向上計画」の作成

ア 「工賃向上計画」に盛り込む事項

(ア) 平成29年度までの各年度の目標工賃（月額又は、月額及び時間額）

(※ 都道府県の目標工賃は、各事業所から報告された目標工賃が月額の場合には月額により、また月額及び時間額の場合には月額及び時間額により設定すること。)

(イ) 平成29年度までの各年度に取り組む具体的方策

(ウ) その他の事項

イ 「工賃向上計画」の作成に当たっての留意事項

(ア) 目標達成のための課題の分析

事業所に対するヒアリング等を通じ、事業所の現状を把握し、工賃向上に当たっての課題を整理するとともに、平成24年度から平成26年度までの「工賃向上計画」の評価、検証による分析をし、これらの課題や問題点について、都道府県及び事業所双方の共通認識とし、それを踏まえて計画を作成することとする。

(イ) 目標設定

平成27年度から平成29年度までの各年度の目標工賃は、当該都道府県における生活水準や最低賃金、障害者の経済状況などを踏まえ、適正な水準を設定することとする。

その際、都道府県においては、暫定の目標工賃（月額及び時間額）を設定し、事業所が選択し報告された目標工賃（月額又は時間額）により適宜目標の見直しを行うものとする。

また、事業所及び利用者により、一日の利用時間、一月の利用時間、一月の利用日数に違いがあることを考慮し、目標とする工賃については月額により算出する方法を基本とするが、時間額により算出する方法を事業所が選択することも可能とする。なお、月に数日しか利用しない方がいるなど利用形態が特徴的な事業所については、時間額により算出した工賃を目標とすることで、達成状況をより効果的に点検・評価することが可能ではないかと考える。

(ウ) 各年度に取り組む具体的方策

(ア)で明らかとなった課題を踏まえ、計画に盛り込む具体的な方策を検討する。

a 企業の経営手法の導入

民間企業のノウハウや技術を活用することが有効であると考えられることから、こうした企業的な経営手法を導入するための方策を積極的に盛り込むこと。

なお、事業所に対する経営指導等に当たっては、コンサルタントの派遣や企業OBの紹介・あっせん等を積極的に活用し、商品開発や市場開拓、作業効率の向上につながる職場環境の改善等を効果的に推進すること。

b 説明会や研修等の実施

民間企業における研修等の活用及び経営等の専門家による研修等により、事業所の経営者、職員の意識改革や技術・ノウハウの習得を図るようにすること。

c 技術指導の強化

事業内容に適した専門家（退職者等も含む）による技術指導により、製品等の質の向上を図ること。（例：農業等）

d 共同化推進

複数の事業所が共同して受注、品質管理等を目的とした取組である共同受注窓口の体制整備、活用等を図ること。

e 都道府県と事業所の共同した取組

都道府県と事業所が共同して取組むことを重視し、(2)のウの計画の対象事業所において、特別な事情（震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、著しい損害を受けた等をいう。（以下同じ。））がない限り工賃向上計画を作成させ、事業所責任者の意識向上、積極的な取組を促すなど、事業所の主体性が引き出されるものとなるよう工夫すること。

(4) 「工賃向上計画」に基づく取組の推進

ア 事業所が作成する「工賃向上計画」への助言及び目標工賃の達成状況の把握・公表

(ア) 事業所が作成する「工賃向上計画」について、必要に応じヒアリング等を通じ計画の考え方等を把握し、助言指導を行うこと。

(イ) 工賃向上計画については、特別な事情がない限り個々の事業所における工賃向上計画を作成することとし、事業所責任者の意識向上、積極的な取組を促すこと。

(ウ) 毎年の工賃の実態調査等を通じ、目標工賃や目標工賃の達成状況を把握するとともに、都道府県のホームページや広報紙等を通じ事業所情報として公表すること。また、新たな事業所の利用希望者等から求めがあった場合には、情報提供すること。ただし、この公表はあくまでも障害者に対する情報提供や各事業所の取組を広く広報することを目的としたものであることから公表の方法等について工夫願いたい。また、毎年度5月末日までに実績を国に報告すること。

イ 事業所に対する助言等

(ア) 企業的な経営手法への意識改革を行うこと。

(イ) 各事業所における工賃向上に向けた取組状況を把握し、必要に応じて助言等を行うこと。

(ウ) 説明会等の機会を通じ、他の事業所における先進事例の紹介を行うこと。

ウ 企業等からの発注の推進

障害者雇用促進法に基づき実施されている在宅就業障害者に対する発注促進の仕組み（在宅就業障害者支援制度）について、工賃水準の確保と一般雇用への移行に取り組む(2)のウの事業所も対象となっているので、一般企業や事業者に対する制度の周知等を行い、利用を促すこと。（ただし、就労継続支援A型事業所及び生活介護事業所は対象とされていないことに留意されたい。）

また、事業所が在宅就業支援団体の登録を受けることにより、当該事業所が仕事の発注を受け、利用者に対し、仕事の提供や対価の支払いを行うことが可能となるため、

事業所に対しても本制度の活用を促すこと。なお、制度の詳細については、「在宅就業支援団体関係業務取扱要領」を参照されたい。

エ 官公需の発注等の配慮について

工賃向上に当たっては、地方公共団体又は地方独立行政法人が発注する官公需の活用も効果的であることから、障害者優先調達推進法に基づく調達方針を策定するとともに、障害者就労施設における取扱品目を十分に把握した上で事業所への優先発注などについても目標値を掲げて積極的に取り組むよう努めること。

オ 「工賃向上計画」作成のネットワーク

工賃の向上に当たっては、産業界等の協力を得ながら、官民一体となった取組を推進することとしている。このため、計画の作成に当たっては、対象となる事業所との連携を図ることはもちろん、事業者団体、地域の産業界の代表者、障害者雇用に積極的に取り組んでいる民間企業、労働局、庁内の労政、商工等の担当部署等からの意見の集約を図ること。

カ これまでの取組を見ると、事業者団体との連携により共同受注に取り組んだ場合に、工賃向上に効果が見られた事例もあるが、一方で、都道府県と事業者団体との連携が必ずしも十分ではなかったところもあるので、事業者団体とも連携のうえ計画策定及び具体的な取組を進めることとされたい。

キ 市町村への働きかけ

地域で障害者を支える仕組みを構築することが重要であることから、市町村においても工賃向上への事業所の取組を積極的に支援していただくよう協力を依頼する。

ク その他「工賃向上計画」の達成に資する支援策

(5) 「工賃向上計画」を着実に推進するため、社会福祉施設等施設整備費や独立行政法人福祉医療機構の融資等を積極的に活用するよう助言すること。

(6) 「工賃向上計画」の報告

都道府県が作成した「工賃向上計画」については、平成27年6月末日までに厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長あて提出願いたい。

また、「工賃向上計画」及び工賃実績については、できる限り、都道府県のホームページ、広報紙を通じて、公表していただくことが望ましい。

また、各事業所がこの事業に取り組むに当たり、具体的な事例を参考とし実施することが効果的であることから、WAMネット等に掲載されている優良な事例を参考に取組まれることを推奨する。

なお、国においては報告のあった計画を取りまとめて、7月を目処にその内容を公表することとしている。

(7) 「工賃向上計画」の達成状況及び評価

ア 「工賃向上計画」については、各年度において前年度の実績を踏まえ、達成状況を点検・評価し、その結果に基づいて、「工賃向上計画」の見直し等所要の対策を実施することが必要であること。

なお、「工賃向上計画」の見直しがあった場合、各年度6月末までに厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長あて提出願いたい。

イ 「工賃向上計画」の毎年の実績把握

工賃の状況把握（報告）に当たっては、計画当初（平成27年4月時点）に工賃向上計画を作成した事業所の状況比較を基本とし、平成27年4月以降に工賃向上計画を作成した事業所や未作成の事業所とそれぞれ別に実績を集計・公表することとする。報告する工賃は、これまでの月額に加え時間額も併せて報告することとする。

また、(2)のウにより「工賃向上計画」の対象となった就労継続支援A型事業所、生活介護事業所、地域活動支援センターについても別に集計・公表することとする。

なお、工賃の算出方法については、平成19年4月2日障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」を参考にすること。

3 各事業所における取組

(1) 就労継続支援B型事業所等の工賃向上については、これまでも各事業所において懸命に取り組まれてきたところであるが、障害者が地域において自立した生活を実現できるようにするため、工賃の更なる向上に取り組むことは重要な課題であり、事業所は利用者のこうした希望をかなえる取組を進めることが求められる。このため、すべての事業所の全職員が工賃向上のために主体的に取り組むことが何よりも重要であり、事業所責任者の強い意志に基づく強力なリーダーシップが不可欠であり、事業所の全職員、利用者及び家族に対して経営理念・運営方針を示し共有していく必要がある。したがって、各事業所においては、工賃水準向上に取り組んでいただくとともに、以下に定めるところにより、その実現に向けた「工賃向上計画」を特別な事情がない限り作成することとする。

(2) 基本的事項

ア 計画の作成時期

事業所は、平成27年5月末までに「工賃向上計画」を策定する。

イ 計画の対象期間

事業所の作成する「工賃向上計画」は、事業所の実情等を踏まえて対象期間を設定し作成するものとする。

具体的には、事業所の現状分析、対象期間の設定と当該期間で達成すべき目標工賃の設定、目標工賃達成のための年次計画の作成及び具体的取組の実施、目標工賃の達成状況の点検及び評価を行い、その結果に基づき、所要の見直し（工賃向上P.D.C.A. [plan, do, check, action] サイクルの確立）をしていくこととする。

ウ 計画の対象事業所

就労継続支援B型事業所

(※ なお、就労継続支援B型事業所を原則とするが、就労継続支援A型事業所、生活介護事業所、地域活動支援センターのうち、希望する事業所は「工賃向上計画」を作成する。)

(3) 「工賃向上計画」の作成

ア 「工賃向上計画」に盛り込む事項

(ア) 平成29年度までの各年度の目標工賃（月額又は時間額）

また、事業所及び利用者により、一日の利用時間、一月の利用時間、一月の利

用日数に違いがあることを考慮し、目標とする工賃については月額により算出する方法を基本とするが、時間額により算出する方法を事業所が選択することも可能とする。なお、月に数日しか利用しない方がいるなど利用形態が特徴的な事業所については、時間額により算出した工賃を目標とすることで、達成状況をより効果的に点検・評価することが可能ではないかと考える。

(イ) 平成29年度までの各年度に取り組む具体的方策

(ウ) その他の事項

イ 「工賃向上計画」の作成に当たっての留意事項

(ア) 事業所の現状分析

目標達成に向けた取組を進めるために、指導員等の取組のみでなく管理者が率先して取り組むことが重要であることから、管理者が取組の目標達成に向けた具体的な取組のプロセスを記載した工程表などを作成し、事業所の全職員、利用者及び家族に示し理解を得て進めることが更に必要である。その上で、目標工賃を達成するための年次予算計画を職員全体で検討する。

また、適切なアセスメントにより作成された個別支援計画に基づいた支援を通じて全ての利用者の就労に必要な知識及び能力の向上を図っていくことが重要であることから、利用者の就労意欲の向上と就労を通じた自立を一層促進するための課題の整理を行うこと。

(イ) 目標工賃の設定において勘案する事項

平成27年度から平成29年度までにおける目標工賃については、以下の項目を勘案して設定することが望ましい。また、取組状況の点検、評価に資するよう、各年度における目標工賃も設定することとする。

- a 各事業所の平成26年度の平均工賃実績
- b 地域の実情を踏まえ、障害年金と合算して、障害者が地域で自立した生活を実現できるため必要な収入
- c 地域の最低賃金や一般雇用されている障害者の賃金
- d 各都道府県の目標工賃

(ウ) 各年度に取り組む具体的方策

工賃向上計画には、各年度に取り組む具体的方策を盛り込むこと。

- a 目標工賃は、各事業所が取り組むことによって初めて達成されるものであり、管理者、職員、利用者が工賃水準向上に取り組む意義を十分理解し、価値観を共有できるよう、管理者の責任において、機会を捉えて事業所内の意識改革に取り組むこと。
- b 工賃向上を効果的に進める上で、民間企業の有するノウハウや技術を活用することが有効であると考えられることから、コンサルタントや企業OBを積極的に受け入れ、職員等の意識改革、商品開発や市場開拓、作業効率の向上につながる職場環境の改善、民間企業の経営感覚を身につける等を着実に進めること。
- c 同じ地域の事業所が共同して共同受注の仕組みを構築すること等、地域の事業者のネットワークによる事業も実施することも可能であること。

d 工賃の向上に当たっては、産業界等の協力を得ながら進めることが重要であるため、地域の企業や商工会議所、商店街、労働関係者等との連携を検討すること。また、個別の企業への働きかけについても具体的に目標を掲げて取り組むことも検討すること。

e 都道府県等が実施する研修会へ参加すること。

f 市町村の取組を把握したうえで、市町村と連携して取り組むこと。

(4) 「工賃向上計画」の報告

事業所が作成した「工賃向上計画」については、平成27年5月末日までに各都道府県あて提出願いたい。

また、「工賃向上計画」及び工賃実績については、できる限り、事業所のホームページ、広報紙を通じて、公表していただくことが望ましい。

(5) 「工賃向上計画」の達成状況及び評価

「工賃向上計画」については、各年度において前年度の実績を踏まえ、達成状況を点検・評価し、その結果に基づいて、「工賃向上計画」の見直し等所要の対策を実施することが必要であること。

なお、「工賃向上計画」の見直しがあった場合、各年度5月末日までに各都道府県あて提出願いたい。

4 市町村における取組への協力依頼

地域で障害者を支える仕組みを構築することが重要であることから、市町村においても工賃向上への事業所の取組を積極的に支援されるよう協力を依頼する。

(1) 市町村として支援する内容を検討するよう依頼する。

(2) 市町村の取組内容について、都道府県へ報告を求める。

(3) 市町村において、障害者優先調達推進法に基づく調達方針が策定され、当該方針に基づいた物品等の調達が行われるよう周知する。

(4) 以下に示すような取組を市町村に働きかける。

【企業向】

- ・ 市町村の広報紙に事業所への発注を促進する記事を掲載する。
- ・ 地域の企業や商工会議所、商店街へ事業所への発注及び販売等の協力依頼文書を発出する。

【官公需向】

- ・ 市町村の事業所への発注について、各種計画に目標を定める。
- ・ 事業所への発注について、庁内へ周知文書を発出し、官公需の促進を図る。
- ・ 幹部会議、契約担当者会議を開催し、官公需への取組の周知徹底を図る。

【その他】

- ・ 庁舎等を活用した授産製品販売スペースの提供。

障発0411第5号
平成24年4月11日
一部改正 障発0331第45号
平成26年3月31日
最終改正 障発0409第6号
平成27年4月9日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長

工賃向上計画支援事業の実施について

平成24年4月11日障発0411第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知『「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針』にて「工賃向上計画」の指針をお示ししたところであるが、この具体的な取組のため「工賃向上計画支援事業実施要綱」を定めたので、事業の運営に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知の施行に伴い、平成19年7月6日障発0706005号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「工賃倍増5か年計画支援事業の実施について」は廃止する。

(別紙)

工賃向上計画支援事業実施要綱

1 事業の目的

本事業において、都道府県ごとに工賃水準の向上を図るための具体的な方策等を定めた「工賃向上計画」を策定し、事業所で働く障害者の工賃水準を引き上げるとともに、一般雇用への移行の準備を進めるため、産業界等の協力を得ながら、官民一体となった取組を推進し、もって障害者が地域で自立して生活することを支援するものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は都道府県とする。

なお、都道府県が策定した「工賃向上計画」に基づき実施する事業の全部又は一部を、社会福祉法人及び民法第34条の規定により設立された法人（社団法人及び財団法人）又は特定非営利活動法人等であって、適切な事業運営ができると認められるものに委託することができる。

3 事業の内容

工賃向上計画支援事業の事業内容については、次のとおりとする。

(1) 基本事業

ア 工賃アップ取組事業所経営改善支援事業（経営コンサルタントの派遣等による事業所の経営改善支援、工賃向上計画の策定及び管理者の意識改善支援）

イ 共同受注窓口を活用した品質向上支援事業（専門家の派遣等（例：農業等）による技術指導による品質向上支援、利用者の作業効率向上支援）

ウ 事業所職員の人材育成（生産活動への企業的手法の導入）のための研修等に係る事業

エ インターネットを活用した工賃向上計画の情報の提供

オ アからエまでに掲げるもののほか、工賃向上計画に基づく具体的な取組を実施するための事業

カ その他本事業の趣旨に資すると認められるもの

(2) 特別事業

複数の事業所が共同して受注、品質管理等を行う「共同受注窓口」の整備及び継続できる体制の確立に係る事業

4 留意事項

(1) 平成24年4月11日付け障発第0411第4号の通知内容に留意すること。

(2) 本事業の対象となる事業所は次のとおり。

ア 就労継続支援B型事業所

イ 就労継続支援A型事業所、生活介護事業所（生産活動を行っている場合）、地域活動支援センターのうち、「工賃向上計画」を作成し、積極的な取組を行っており、工賃の向上に意欲的に取り組む事業所について都道府県が認めた事業所

5 費用の支弁

本事業に要する費用は、都道府県が支弁する。

6 経費の補助

国は、都道府県がこの事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。

7 施行期日

この通知は平成24年4月1日から施行するものとする。